

お知らせ

「日本獣医師会雑誌」等の著作権の帰属についてのお願い (平成22年2月15日)

日本獣医師会は、独立行政法人科学技術振興機構（JST）の支援を受けて、「日本獣医師会雑誌」及びその前身誌である「大日本獣醫會誌」、「中央獣醫會雑誌」、「應用獣醫學雑誌」、「綜合獣醫學雑誌」、「日本獣醫協會雑誌」について、誌面を電子化し公開する電子アーカイブを計画しております。また、各研究機関においては、所属研究者の論文等を収集して公開する機関リポジトリも進みつつあり、「日本獣医師会雑誌」掲載記事が広く読まれるようになることで、研究成果の社会への還元にも寄与し、後世の研究にも資するところが大きいものと考えられます。

日本獣医師会雑誌編集等規程（平成21年5月31日制定）においては、「日獣会誌に掲載されたすべての記事の著作権及び電子的形態による利用も含めた包括的な著作権は、日本獣医師会に帰属する。」旨定められておりますが、電子アーカイブ化にあたっては、規程制定以前に発行された「日本獣医師会雑誌」及び前身誌に掲載された記事等についても、著作権が著作権者から本会へ譲渡されているか、著作権の行使について著作権者から許諾を受けていることが必要となります（なお、「大日本獣醫會誌」、「中央獣醫會雑誌」、「應用獣醫學雑誌」については、日本獣医学会の「The Journal of Veterinary Medical Science」誌から、「日本獣医師会雑誌」と共通の前身誌として、すでに電子アーカイブ化されております）。

本来は、各著作権者からの譲渡または許諾を得ることが必要ですが、本会が発刊した刊行物に掲載された論文・記事等の著作権者は非常に多く、また連絡先が不明の著作権者も少なくないことか

ら、個別に譲渡または許諾の手続きを行うことは、その事務量からも困難であります。そこで著作権のうちの複製権（記事の電子化やそのデータの保存に関する権利）と公衆送信権（電子化を行った記事をインターネットを通じて不特定多数の利用者へ公開する権利）の行使に限り、著作権者から本会に委託願うことにいたしましたので何卒ご了承いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご承認いただけないとお申し出があった論文につきましては、アーカイブの対象とはしないことにいたします。ご承認いただけない著作権者または相続権をお持ちの遺族の方は、**2010（平成22）年6月30日まで（必着）**に、その旨を日本獣医師会雑誌編集委員会事務局宛にご連絡ください。お申し出のなかった論文につきましては、ご承認いただけたものとして電子アーカイブの作業を進めさせていただきます。また、この会告がすべての著作権者の目に触れることにはならないと思われまので、本会告を知る機会がなかった等の理由で期限後に該当者からのお申し出があれば、当該論文の公開は、それ以後の可能な限り早い時期をもって中止いたします。

また、今回の対象となる記事については、科学技術振興機構の判断によりますことを申し添えます。

日本獣医師会雑誌編集委員会事務局

〒107-0062 東京都港区南青山1-1-1

新青山ビルディング西館23階

☎03-3475-1601 FAX 03-3475-1604

E-mail : nichiju@group.lin.go.jp